第一条中「みちを開き」を「制度を定め」に改め、「規律する」の下に「とともに、弁護士・外国法事務弁護士共同法人の設立を可能とする」を加え、「特別の」を削る。

第二条第十五号中「又は弁護士法人」を「、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同号を同条第十九号とし、同条中第十四号を第十八号とし、第十三号を第十七号とし、第十二号を第十六号とし、第十一号の二を第十五号とし、第十一号を第十四号とし、第十号を第十三号とし、同条第九号中「第七条」を「第九条」に、「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号を同条第十二号とし、同条中第八号を第十一号とし、第五号から第七号までを三号ずつ繰り下げ、同条第四号中「第七条」を「第九条」に改め、同号を同条第七号とし、同条第三号の二中「第五十条の五第一項」を「第五十九条第一項」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　弁護士・外国法事務弁護士共同法人　弁護士法第三条に規定する業務を行うことを目的として、この法律の定めるところにより、弁護士及び外国法事務弁護士が共同して設立した法人をいう。

第二条第三号中「第七条」を「第九条」に、「第二十四条」を「第二十五条」に改め、同号を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の二を第二号とする。

第五条第一項中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に、「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第七十二条中「外国法事務弁護士法人」を「弁護士法人、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条第一号中「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項又は第八十条第一項」に改め、同条第二号及び第三号中「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項」に改め、同条第四号中「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項若しくは第八十条第一項」に改め、同条第五号から第七号までの規定中「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項又は第八十条第一項」に改め、同条を第百十四条とする。

第七十一条各号中「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項」に改め、同条を第百十三条とする。

第七十条第一項中「又は外国法事務弁護士法人の社員」を「、外国法事務弁護士法人の社員」に改め、「使用人である弁護士」の下に「又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の社員若しくは使用人である弁護士若しくは外国法事務弁護士」を加え、「又は外国法事務弁護士法人の業務」を「、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人の業務」に、「又は外国法事務弁護士法人に」を「、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人に」に改め、同項第一号中「第六十三条」を「第百五条」に改め、同項第二号中「第六十五条（第五十条の十三第二項」を「第百七条（第六十七条第二項又は第八十条第一項」に改め、同項第三号中「第六十六条（第五十条の十三第二項」を「第百八条（第六十七条第二項又は第八十条第一項」に、「第六十六条の」を「第百八条の」に改め、同条を第百十二条とする。

第六十九条中「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項、第八十条第一項又は第八十二条第三項」に改め、同条を第百十一条とする。

第六十八条中「第六十一条」を「第百三条」に改め、同条を第百十条とし、第六十七条を第百九条とする。

第六十六条中「第五十条第一項又は第五十条の十三第二項」を「第五十五条第一項、第六十七条第二項又は第八十条第一項」に改め、同条を第百八条とする。

第六十五条中「第五十条第一項」を「第五十五条第一項」に、「第五十条の十三第二項」を「第六十七条第二項若しくは第八十条第一項」に改め、同条を第百七条とし、第六十四条を第百六条とする。

第六十三条中「の各号」を削り、同条第四号中「第五条の二第一項」を「第六条第一項」に改め、同条を第百五条とする。

第八章を第十章とする。

第七章中第六十二条を第百四条とする。

第六十一条第一項中「又は外国法事務弁護士法人」を「、外国法事務弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人」に改め、同条に次の一項を加える。

3　弁護士・外国法事務弁護士共同法人でない者は、その名称中に弁護士・外国法事務弁護士共同法人又はこれに類似する名称を用いてはならない。

第六十一条を第百三条とする。

第六十条第一項中「第二十六条」を「第二十七条」に、「第二十八条第三項」を「第二十九条第三項」に、「第三十条第二項」を「第三十一条第二項」に、「又は第五十一条」を「、第八十三条」に改め、「受けた者」の下に「又は第九十二条の規定により弁護士会がした懲戒の処分についての審査請求を却下され若しくは棄却され、若しくは第九十四条の規定により日本弁護士連合会から懲戒を受けた者」を加え、同条に次の一項を加える。

3　第九十二条の規定により弁護士会がした懲戒の処分に関しては、これについての日本弁護士連合会の裁決に対してのみ、取消しの訴えを提起することができる。

第六十条を第百二条とし、第五十九条を第百一条とし、第五十八条の四を第百条とする。

第五十八条の三中「第十条第四項（第十四条第四項、第十六条第二項及び第二十条第三項」を「第十二条第四項（第十六条第四項、第十七条第二項及び第二十一条第三項」に、「第十四条第一項」を「第十六条第一項」に、「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条を第九十九条とする。

第五十八条の二ただし書中「第五十二条第一項第二号」を「第八十四条第一項第二号」に改め、同条を第九十八条とする。

第七章を第九章とする。

第五十八条第二項中「第五十三条第三項」を「第八十五条第三項」に改め、同条第六項及び第八項中「第三十八条第四項」を「第三十九条第四項」に改め、同条第九項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、第六章第二節中同条を第九十一条とする。

第五十七条第三項中「第五十三条第一項」を「第八十五条第一項」に改め、同条を第九十条とする。

第五十六条第四項及び第六項中「第三十八条第四項」を「第三十九条第四項」に改め、同条第七項中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、同条を第八十九条とし、第五十五条を第八十八条とする。

第六章第一節の節名を次のように改める。

第一節　外国法事務弁護士及び外国法事務弁護士法人に対する懲戒の処分

第五十四条中「準用する」を「、それぞれ準用する」に改め、第六章第一節中同条を第八十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（弁護士・外国法事務弁護士共同法人への種類の変更の制限）

第八十七条　懲戒の手続に付された外国法事務弁護士法人は、第八十一条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により弁護士・外国法事務弁護士共同法人に種類を変更した場合においても、この節及び次節の規定の適用については、懲戒の手続が結了するまで、なお種類を変更していないものとみなす。

第五十三条を第八十五条とし、第五十二条を第八十四条とし、第五十一条を第八十三条とする。